

和歌山県大学生等進学給付金について

本県では、修学意欲と能力の高い者が、経済的な事情に左右されず、大学等に進学し、安心して学び、将来の故郷和歌山の担い手となるよう支援するため、低所得世帯で和歌山へのUターン志望者を対象に、条件付きで大学生等進学給付金の支給を行います。

記

1 募集人員・給付金額

募集人員 40名程度

給付金額 60万円（年1回）で連続する4年間で4回以内（最大240万円）

2 募集期間

令和元年9月2日（月）から令和元年9月30日（月）

3 選考検査

日程 令和元年10月27日（日）

会場 岩出市（那賀振興局）田辺市（西牟婁振興局）新宮市（東牟婁振興局）

4 応募対象者

- ①大学等を卒業後、和歌山県内に居住する意思を有している者
- ②令和2年4月1日以降に大学等に入学しようとする者であって、大学等に令和2年4月1日以降に在学する者
- ③申請日において、高等学校等を卒業又は卒業見込みで、それまでの全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上であること。
- ④独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金又は給付奨学金の採用候補者で、大学等進学後も第一種奨学金の貸与又は給付奨学金の支給を受けていること。
- ⑤保護者が和歌山県内に住所を有しており、かつ、大学等進学後も保護者が和歌山県内に住所を有していること。
- ⑥保護者の市町村民税所得割が非課税であること。
- ⑦本人が次のいずれの要件にも該当しないこと。
 - ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者

5 申請方法

(1) 提出先

在学している（又は卒業した）高等学校等の給付金担当者へ提出

(2) 申請書類

- ①給付金交付申請書
- ②住民票
- ③課税証明書
- ④成績証明書
- ⑤貸与・支給申込状況調査同意書